

第66回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 ア 広告物活用地区の基準の変更について イ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について 報告事項 ア 禁止地域の指定について イ 令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について ウ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて エ 横浜市屋外広告物条例の改正について
日 時	令和2年8月28日(金)午後2時から3時25分まで
開催場所	横浜市役所18階共用会議室みなと6・7
出席者 (敬称略)	委 員：岩村和夫、村上弘一、河住志保、小泉雅子、齋藤貫、田中喜芳、中谷忠宏、馬場勝己、堀田久史、山崎洋子 事務局：榊原純(都市整備局地域まちづくり部長)、吉田和重(都市整備局景観調整課長)、瓜田智也(都市整備局景観調整課景観調整係長) 【審議事項ア】 説明者：野口敦子(市民局オリンピック・パラリンピック推進課担当係長) 前田 (市民局オリンピック・パラリンピック推進課) 【審議事項イ】 説明者：赤坂真司(環境創造局下水道事業マネジメント課担当課長) 森田 (環境創造局下水道事業マネジメント課)
欠席者 (敬称略)	なし
開催形態	公開(傍聴者0人)
決定事項	
議 事	開 会 (事務局) 吉田景観調整課長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。時間になりましたので、これより第66回横浜市屋外広告物審議会を始めたいと思います。私は、4月1日から景観調整課長となりました、吉田と申します。事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 <p>会議の冒頭に当たりまして、何点か確認事項がございます。まず1点目が、資料の確認でございます。本日お配りしております資料はクリップで留まっておりますが、表紙が審議会の次第、2枚目が名簿、3枚目が座席表、4枚目に本日付の横浜市長からの諮問文の写しがついてございます。それ以降、審議資料ア、イ、あと、報告事項ア、イ、ウ、エという、ホチキス留めで4種類の資料がございます。ご確認いただきたいと思います。</p> <p>2つ目でございますが、本会議におきましては、後日議事録を作成いたします。発言要旨と出席者のお名前が記載された議事録をホームページで公開いたします。このため、今回レコーダーをところどころに置かせていただいて録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>その次、3点目でございますが、委員でございます神奈川県土整備局都市部都市整備課長様におかれましては、この4月で人事異動がございました。前任の竹内委員から、新たに齋藤委員に替わられましたので、ご紹介させていただきます。齋藤委員、お願いします。</p> (齋藤委員) 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。 (事務局) 吉田景観調整課長 それでは、次でございますが、この4月に我々横浜市も人事異動がございました。私も参りましたが、地域まちづくり部長で、榊原でございます。一言お願いします。 (事務局) 榊原地域まちづくり部長 榊原でございます。よろしくお願いいたします。屋外広告物ということで、私は入庁以来、直接は携わることがなくて、今回初めて屋外広告物の担当をさせていただきます。今までの中で屋外広告物というと、町なかでビラを貼ってあるとか、汚いところをはがしてきれいにしていくのかなと思っていた部

分があったのですが、直接業務をやらせていただくと非常に幅広くて、そういうこともありますし、町なかの商店街とか繁華街とか、看板で街がにぎわいを創り上げている部分もありますし、一方で、そういう看板とかの安全性についても所管させていただいているということもあります。あと、観光地とかについては、横浜市のまちづくりできれいな街をつくっていく中でかなり広告物を規制してきていますが、規制し過ぎている部分があるのではないか。もう少し街のにぎわいの中に広告物が露出してもいいのかなということも感じているところです。ただ、行政側だけでそういう課題解決をしていくわけではなく、こういう審議会という場で皆さんの意見を聴きながら進めていきたいと思っています。今日も後半でご紹介しますが、今後また条例の改正をして、より広告物を活用する機会を設けていくとか、そういう形で街のにぎわいに寄与していく部分もありますし、商店街を中心とした町なかの安全性についてもしっかり取り組んでいきたいと思っています。皆さんのご意見を今後も参考にしながら務めていきますので、よろしくお願いたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございました。では、ここからは岩村会長に進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

(岩村会長)

分かりました。大変暑いところ、皆様おいでいただいてご苦勞様です。最近テレビ会議が多い中で、こういう形の会議というのは珍しいですよ。今回は新しい市庁舎でやるのは初めてですが、お運びいただきまして、ありがとうございました。議長を務めます岩村でございます。ちょっと声が変わりますが、よろしくお願いたします。本日も活発な審議ができるよう、皆様にご協力をお願いいたします。

それでは、事務局から審議会の成立についてご報告をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

本日の審議会でございますが、委員の方10人全員参加していただいておりますので、当然審議会は成立しているということをご報告させていただきます。以上です。

(岩村会長)

ありがとうございました。

続きまして、審議事項に入る前に、各案件について会議の公開及び非公開の是非について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。まず、事務局からその説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づきまして、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定することができるとされてございます。これを踏まえまして、本日の審議事項及び報告事項につきましては、事務局より意見を申し上げます。本日の全ての審議事項及び報告事項につきましては、特に非公開にすべき内容はございませんので、公開案件としたいと考えてございます。説明は以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございました。ただいま事務局の説明を受けまして、全ての審議事項及び報告事項につきましては公開とすることにご意見ございませんでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

ありがとうございます。特に意見もないようですので、そのとおりに取り扱いたいと思います。

審議事項

ア 広告物活用地区の基準の変更について

(岩村会長)

それでは、次第の(2)審議事項ア、広告物活用地区の基準の変更についての審議に移りたいと思います。まず、審議事項アにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

審議事項アと右肩に書いてある資料をご覧ください。ホチキス留めで2枚物になっていると思います。まず、タイトルが「広告物活用地区の基準の変更について」とございます。東京2020オリンピック・パラリンピック大会に伴う広告物活用地区の指定につきましては、第63回、これは令和元年7月にやったときでございますが、この審議会におきましてその指定を認める方向でご了承いただきました。しかし、このオリンピックはご存じのとおり開催が延期されてございます。それに伴いまして、屋外広告物の掲出も同様に、設置が順次見送られているところでございます。屋外広告物はこの大会を盛り上

げるために欠かせない重要な景観要素であることから、来年度も広告物活用地区制度を利用できる状態にしておくということが必要と考えています。そこで、広告物活用地区の指定期間の変更につきまして、条例第47条第4項の規定に基づき諮問させていただきます。

1番でございます。広告物活用地区の概要でございます。ご存じだと思いますが、活力ある街並みを形成するために、広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、当該区域を広告物活用地区に指定することができます。そして、当該地区内に屋外広告物の規模などについて固有の基準を設けることができます。このため、通常の基準より緩和することができるわけでございます。この制度によりまして、特例許可の手続を経ずに大型の屋外広告物などを表示するといったことができるようになります。

2番の期間でございますが、これまで、昨年度決めていただいたところが、令和2年1月4日から令和2年12月31日までだったのですが、これを1年延ばしまして、令和3年12月31日までといたしたいと考えてございます。

3番の適用される地区でございますが、横浜市の神奈川区、西区、中区といった都心部の区と、日産スタジアムのある港北区の4つの区でございます。

4番の広告が掲げられる対象者でございますが、大会組織委員会、神奈川県、横浜市及び大会公式パートナーとさせていただきます。

5番で、参考でございますが、横浜市の市民局が考えている都市装飾に関するスケジュールでございますが、2021年度、令和3年度におきまして、7月ぐらいから聖火リレーが始まりまして、7月23日から8月8日がオリンピックの期間、また、8月24日から9月5日がパラリンピックの期間の予定でございますが、この期間を装飾のコア期間といたしまして、その後撤去していくというスケジュールを考えているところでございます。

6番、参考資料で、令和元年12月の横浜市告示368号を次のページにつけてございます。これは元年12月25日に市報で公布されたものでございますが、ご参考でございます。一番最初の前文のところに、指定した区域及び基準は令和2年12月31日で廃止するとなっていたり、裏面の一番最後の3番で指定期間という欄がございますが、これが令和2年1月4日から令和2年12月31日までとなっているところを、それぞれ令和3年12月31日までに改めると。それ以外は同じといった変更点でございます。説明は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。ご説明が終わりましたので、これから審議に入りたいと思います。広告物活用地区の基準の変更について、ご発言がありましたらお願いいたします。ご質問でも結構です。

本件はまだかなり流動的で、また来年どうなるか分からないですね。取りあえず来年に向けてという趣旨だと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

特に質問もないようですので、本件については了承するというところで、ご異議がなかったとしたいと思います。それでは、本件につきましては、以上とさせていただきます。

イ 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

(岩村会長)

続きまして、次第(2)審議事項イ、横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例についての審議に移ります。まず、審議事項イについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

それでは、右上に審議事項イと書いてある資料をご覧ください。ここの資料のタイトルとしては、「デザインマンホールの継続設置について」とございますが、昨年度、63回の審議会のときに審議いただいた、みなとみらい地区にございますデザインマンホール、具体的にはピカチュウの絵柄のマンホールでございますけれども、それにつきまして継続して設置したいという意向がございますので、このたび屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例を使いたいといったことで、お諮りするものでございます。

資料1番の概要のところをご覧ください。名称はデザインマンホール、広告物の種類は広告板、設置場所は桜木町の駅前広場でございます。設置期間につきましては、現在の設置期間が令和元年8月5日から令和2年9月30日となっておりまして、ここから切れ目なく延ばしたいと思っております。令和2年10月1日から、今度は令和5年9月30日まで、3年間といった期間を提案した

いと考えています。

2番で、事務局としての考え方でございます。まず、(1)19条に基づく許可の特例の可否についてでございますが、これにつきましては、昨年度63回の審議会におきましての事務局としての考え方と同様になってございますけれども、改めてお読みします。世界的に有名なキャラクターであるピカチュウをデザインに用いることで、まず、横浜市の魅力を国内外にSNS等で発信し都市ブランドの向上、観光客促進を図ることができる。下水道事業そのものに興味を持ってもらうこと。この2点を目的としてございまして、公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものに該当すると考えてございますので、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えてございます。(2)の設置期間についてでございますが、鑄鉄製のため劣化しにくいマンホールとなっています。現在の設置状況も設置当時と変更がなく、景観を阻害する要素も認められないことから、設置期間につきましては、今回は通常の広告板と同様に3年間で妥当であると考えています。

3番の関係法令につきましては、ご覧のとおりでございます。

今、スクリーンに、桜木町駅前の昨年度決めていただいたピカチュウの絵柄と設置場所がありますので、ご参考までにご覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございます。昨年度伺っていますので、大体の概要は皆さんご承知かと思います。

それでは、横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について、何かご発言がありましたらお願いいたします。ご質問でも結構です。どうぞ。

(河住委員)

子供がちょうど小学生なのですが、小学校で水道の仕組みを学ぶ授業のときに、授業参観でたまたま行ったら、このマンホールがまさに取り上げられていました。すごくすてきなマンホールがあって、こういうものも下水道事業につながっていくんだよということが発表されていて、まさに目的のような下水道そのものに子供たちにも興味を持ってもらうというところにつながっているんだなとすごく実感いたしました。なので、意見とすると、特例として取り扱うことは適当であると思います。

(岩村会長)

ありがとうございます。ご賛成の意見ということですね。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(小泉委員)

特例として扱うことは、基本的にとても賛成です。その上で、質問と感想と混ざっているような感じなのですが、今回3年間に期間を延ばされるということで、もともと1年強の期間が認められていたということは、広告板と同様に3年間というのとはまた違う、キャラクターを使うという契約とかの上での設定だったのでしょうか。もともとの期間の設定の理由と、あと今回、広告板と同様に3年間というご提案で、いいかなと思っているのですが、鑄鉄製ですとかなり、通常の広告板以上に考えようによっては劣化しにくいものです。先ほどご発言があったようにマンホールは注目されていて、これから地域の資源として生かしていけるものでしょう。むしろ積極的に使っていくことを考えると、3年間ということではない別の期間のフレームとかも可能性があるのかなと思いました。感想も含めてなのですが、ご質問させていただきたいと思います。

(岩村会長)

事務局からご返答をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

昨年度63回の審議会のご説明では、このピカチュウマンホールを設置するに当たって、横浜市とピカチュウの絵柄を管理するポケモン社と共同の協定を結んでいるといったことで、協定の期間が2年9月30日ということで、取りあえず協定の期間は特例許可の期間としていかがでしょうかといったことでお諮りし、お認めいただいたものでございます。今回、ポケモン社との協定というのは、引き続き締結はしないということになってございまして、そういった意味で、協定の期間を根拠に特例の期間を設けるということができなくなったものです。それでは通常の屋外広告物の考え方に基きますと、屋外広告物の種類が、貼り紙だとか広告板とか広告塔とか何種類かあるわけなのですが、一番当てはまる形状としては広告板というものかと考えまして、その際は一般的な広告板の許可の最長の期間が3年であることから、このたび3年としたものでございます。説明は以上です。

(岩村会長)

カテゴリーのつけ方と、カテゴリーごとの最長年が今のところ3年だということですね。そのためにこれを3年としたわけですね。今後、場合によってはそれが延びる可能性もあるということです。鑄物の場合、かなり長くもつということを前提とすれば、今後それがさらに延びる可能性もあると考えてい

ってよろしいでしょうね。

(事務局) 吉田景観調整課長

はい。そのとおりです。

(岩村会長)

よろしいでしょうか、小泉委員。

(小泉委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかにご意見をお願いいたします。お手が挙がったところで。

(堀田委員)

基本的には大賛成で、すばらしい取組だと思っております。ただ、ちょっと質問なのですが、私はピカチュウというのをあまり知らないのですけれども、ピカチュウと横浜の関係はあるのですか。それと、ピカチュウ以外のキャラクターだったらこういうことはできるのでしょうか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

下水道事業マネジメント課で課長をしています赤坂と申します。どうもありがとうございます。今のご質問なのですが、去年、下水道事業の最大のイベント、下水道展が11年ぶりにMM地区で開催されました。それと併せて、数年来ポケモン社と本市において、ピカチュウによって街を盛り上げようという協定が結ばれております。夏場に、同じくMM地区でピカチュウが行進したり、パフォーマンスをおこなったりする「ピカチュウ大量発生チュウ！」が実施されることで1週間程度の期間中に200万人もの多くのファンが横浜市に訪れております。そこでコラボレーションさせていただいて、キャラクターを活用したマンホール蓋を設置したということでございます。協定に基づいて、このキャラクターを使って横浜市への誘客にこれまで取り組んでいたということと、我々の下水道事業のPRということで、まさにコラボレーションという形で設置させていただいた次第です。その協定が9月30日をもって切れますがこれからもぜひこのキャラクターを使って街をPRしていきたいと思い、今回審議にかけさせていただいた次第でございます。以上でございます。

(岩村会長)

ポケモンのイベントの第1回はいつでしたか。大分前ですよ。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

5年以上前だと思います。

(岩村会長)

本件に関してはこの審議会で毎回議論した経緯があります。そういう状況です。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(中谷委員)

ありがとうございます。私も賛成でございまして、2つほど質問がございます。今、1つのマンホールなのですが、ほかに何個か広げるといようなことが計画としてあるのかどうかというのが1つと、それから、ポケモン社との間で協定が切れて、著作権料とかそういったものの発生は大丈夫なのでしょうかという、この2点でございます。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

先ほど回答が漏れてしまい申し訳ないです。今、実際に我々下水道事業のマンホール蓋に関する連携ということと言うと、地元のプロスポーツチームと横浜にゆかりのあるアニメのキャラクターということで限定させていただきたいと思っております。ポケモンに関しては先ほど申しましたようにMMでイベントを長年実施し、横浜への誘客に貢献してきたというレガシーとしての意味合いや今後も引き続き誘客促進に活用するということを含めて設置しておりますので、今のところポケモン以外に何か考えていることは特段ありません。この取組も企業様からの提案があってやらせていただいているので、我々下水道事業者から企業さんにお声掛けしてという形ではまだ考えていないといったところでございます。

著作権についてですが、こちらはポケモン社が持っておりまして、マンホールの蓋をポケモン社がつくって、我々はこれを寄贈を受けて設置しておりますので、その辺の著作権等々の話については、一切合切企業が持っているという形ですが、我々は手数料を含めて何かお支払いしているとか、そういったものは一切ありません。

(岩村会長)

ベ이스ターズの場合も同じですよ。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

そうですね。現在、ベ이스ターズ、マリノス、ポケモン社の3社とのみ、こういう下水道PRの取組をさせていただいているところがございます。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。

(中谷委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(田中委員)

基本的には賛成です。賛成の上に感想だけ申し上げますと、以前、マンホールの蓋とか大発生という蚊が発生するようなイメージもあって、どうかなと思ったこともあったのですが、それはさておき、下水道事業そのものに興味を持ってもらうことを目的としているとのことですが、マンホールの蓋というのは見れば分かります。ただ、これだけを見るとピカチュウのPRにはなるけれども下水道事業のPRになるのかなと思います。いま一つ結び付かないところがあるのです。何か下水道関連の文字が上に入っていればいいなと思ったことはあります。これは感想でございます。

(岩村会長)

ありがとうございました。

山崎さん、お願いします。

(山崎委員)

ピカチュウと下水道が何となくキャラクター的に結び付けられて、ピカチュウにとってはあまりうれしくないのかなと思ったりするのですが、そのあたり気にしなくてもよろしいのでしょうか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

まさにその辺のバランス感が難しく、先ほども先生がおっしゃったように、本当は下水道の広報という視点で言うとうるものが必要かとは思っているのですが、キャラクターのイメージと下水道というイメージを結びつけるのはなかなか難しいところがあるのかなと我々も感じているところがございます。そういう意味では、我々はこういったところを広報の入り口に、環境創造局の下水道のホームページでポケモン社と連携した取組をやっていることや全国的にもマンホールを活用した取組が展開されていることを周知して、下水道への興味関心につなげていこうと考えているところがございます。

(山崎委員)

もう一つ、非常に下世話な質問ですが、これは横浜市に広告料が入るのですか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

我々の下水道事業のPRを目的にしておりますので公益性、公共性の観点から広告料は取っておりません。

(山崎委員)

そうなのですか。ただ単にポケモン社に協力してもらっているということですか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

そうですね。ポケモン社は蓋をつくって我々に寄贈してくれているというところです。広告という概念ではありません。

(山崎委員)

でも、非常にPRにはなりますよね。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

そうですね。下水道のPRには貢献しているのかなと。

(山崎委員)

下水道ではなくて、ピカチュウのほうのPRにはなるかと思えます。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

ポケモン社も、本市だけではなくて、いろいろな都市でこういうキャラクターを活用したマンホールをつくっていっていますので、日本全国の自治体で地域の活性化に彼らも貢献していきたいということで取組を行っております。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。つくるのに結構お金がかかるのですよね。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

そうですね。1枚当たり25万円ぐらいだということは聞いています。

(岩村会長)

デザイン料も含めてですね。ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員)

教えていただきたいのですが、1年ちょっと置いていて、これからまた3年延ばすということで、鋳鉄製だからそんなに劣化とかは問題ないと思いますけれども、デザインの色が落ちたり、はがれたり、見苦しくなったりするというときには、維持管理費もポケモン社からもらったりするのですか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

維持管理については、一度我々が寄贈を受けておりますので、今後、下水道事業への貢献とか地域の活性化という視点で言うと、劣化やはがれが生じたり安全性に問題があるようであればポケモン社と協議しながら、基本的には我々下水道事業者で交換していくことになろうかと思いますが、そこら辺はポケモン社と協議しながらということになります。基本的には我々のほうで維持・修繕を行っていくと考えているところでございます。

(岩村会長)

そのことは協定の中に明文化されていないのですか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

寄贈します、受けましたということで、維持管理については我々のほうでやっていくということ、ある程度の共有は図られているというところです。

(岩村会長)

3年になり、今後また延びるとすれば、維持管理のことも互いに明文化しておいたほうが問題は起きないかもしれませんね。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

今後、確認いたします。

(岩村会長)

ほかにかがででしょうか。どうぞ。

(馬場委員)

質問なのですが、私は水道出身なのでちょっと興味が湧いたのですが、水道のほうのお話合いというのは何かありますか。というのは、先ほど下水道展というのがありましたよね。水道も水道展をあそこでやっているの、ぜひ水道のほうも何かPRのための、ピカチュウでなくてもいいのですが、マンホールに何か特別な工夫をしたらどうかと私は思っているのです。何かそういう話合いはなされていますか。

(岩村会長)

いかがでしょうか。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

実は、水道局とはこの辺の情報共有は図っていないのですが、今のご意見は共有させていただければと思っております。

(岩村会長)

ぜひお願いいたします。

(説明者) 赤坂下水道事業マネジメント課長

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかにかがでしょう。

たくさんご質問を頂きまして、どうもありがとうございました。ご意見も頂きました。それでは皆様、基本的にはご賛成と理解しましたので、本件について了承するようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

諮問事項は以上で終了となります。ただいま行われましたそれぞれの決定に基づき、市長に答申する必要があるのですが、案文の調整は会長の私に一任願いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

か。

(了承)

(岩村会長)

ありがとうございます。では、そのように取り扱うようにさせていただきます。

報告事項

ア 禁止地域の指定について

(岩村会長)

それでは、次第(3)報告事項ア、禁止地域の指定について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

それでは、資料が右肩に報告事項アと書いてある令和2年3月13日付の横浜市報の紙が説明資料でございますが、それをご覧ください。これは、昨年度第65回、前回の審議会におきましてお諮りした案件でございます。横浜市内を通る高速道路で、北西線といった都筑区から青葉区のほうを走る路線でございますが、それが新しくできてございますので、その新しくできた路線の周辺50メートル以内の地域について、屋外広告物条例に基づく禁止をする指定区域というものに指定するというを前回お諮りしたものでございます。お認めいただいたので、このように3月13日付で市報で公布させていただいたということのご報告でございます。

あわせて、前回ご審議の中で、会長より、横浜市の禁止区域の決め方については道路の中心線から水平距離で50メートル以内の地域としているのですが、ほかの自治体はどうかと。川崎やら東京やらが道路の端からだすと、途中の市境のところでも少し差異が出てくるのではないかとといったご意見を伺って、横浜市では何で中心線から50メートルということにしたのかというご質問を頂きました。その件につきまして、我々のほうで過去の中心にしたときの資料なども調べたところ、中心線から水平距離とすることによって、将来、道路が拡幅された場合でも禁止区域が変動しないといったメリットがあると考えて、横浜市では道路の中心線から50メートルといった決め方をしたということが分かりましたので、この場でご報告させていただきます。また、川崎市の決め方を特にご質問を受けたのですが、川崎市に確認しましたところ、川崎市では路端から両側何メートルといったような決め方をしていると回答を得ているということも併せてご報告させていただきます。

報告事項アは以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございます。要は自治体によって決め方が違うということですね。横浜市がこう決めた理由は、中心線からだ、その後拡幅されても広告物の位置をずらさなくてよくなるというメリットがあるというお答えですね。

(事務局) 吉田景観調整課長

そうです。

(岩村会長)

分かりました。それでは、ご発言がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特に質問がないようですので、本件につきましては以上とさせていただきます。

イ 令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について

(岩村会長)

続きまして、(3)報告事項イ、令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

それでは、報告事項イと書いてあるペーパーをご覧ください。タイトルが、「令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について」でございます。横浜サインにつきましては、前回、第65回の審議会におきまして、今年の3月に象の鼻テラスで横浜サインの展示会をやりたいとご報告させていただいたと思うのですが、その象の鼻テラスでやるものは実はコロナの影響で急遽中止となってしまいました。今回、令和2年度になりまして、改めて横浜サインのパネル展だとか、あるいは講演会などをやりたいと思ってございますので、それについて現在の考え方をご報告させていただくものでございます。

1番、横浜サインの定義でございます。機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物といったことを考えてございます。

2番の事業の目的でございますが、横浜サインの理念の下、建築物との調和や周辺の景観に配慮した広告物について普及啓発に取り組み、事業者や市民の関心を高めて魅力的な広告物を増やすことで、魅力ある景観を形成し、にぎわいの創出を図ると。また、観光の振興も図るといったことを目的としてございます。

3番で、今年度、令和2年度のテーマでございますが、「サインを通した魅力ある景観づくり」としてはどうかと考えてございます。

4番で、令和2年度の方針でございます。サイン賞というのは平成28年に1回やりまして、その後開催はしていないのですが、来年度、令和3年度にサイン賞みたいなものをやりたいと考えてございます。これに向けて今年度は周知期間と位置づけまして、パネル展及び講演会の実施を予定してございます。

5番で、今年度行うパネル展の内容です。まず、パネル展のねらいでございます。広く市民の方々を対象とし、とりわけ未来のまちづくりを担う若年層を中心に、横浜サイン及び横浜サインがもたらす魅力的な景観への関心を高めることをねらいといたします。実施時期でございますが、令和2年10月1日木曜日から10月5日月曜日までを予定しています。(3)の会場でございますが、横浜新都市ビル9階シビルプラザといったところで、これは横浜駅東口のそごうのビルでございます。そごうのビルの9階にシビルプラザという展示ができる場所がございます、開場時間は10時から20時でございます。4番で、展示方法でございます。今年度のテーマに沿った広告物を選定し、併せて中止となってしまった昨年度及び一昨年度のパネルも再利用いたしまして展示することを予定しています。各パネルに対して、製作者やデザイナーまたは選定理由等の解説を表示するなど展示方法を工夫しまして、横浜サインに対する理解の促進を図りたいと考えています。なお、本事業は神奈川県広告美術協会様と協力して実施いたすものでございます。裏面に(5)で会場イメージとありますが、これはそごうのビルの9階フロアの図面でございます、廊下状のちょっと広がったところに展示スペースがございます、ここをお借りする予定にしております。

6番で、講演会等とございます。市民の方々の横浜サインへの理解を深めるとともに、令和3年度に実施を検討している横浜サイン賞に向けて、誘導効果や関心を高めることをねらいといたしまして、横浜市では3月1日をサインの日ということにしているのですが、このサインの日の前後に実施したいと考えてございます。今後、具体的な内容を検討していく予定でございます。

この報告事項については以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございます。今のご説明について、ご質問があればお願いいたします。どうぞ。

(堀田委員)

看板屋としての意見として聞いていただければと思います。横浜サインという一つの名前をつけて定義していただいて、こういう展開をしていただけるのは、看板屋としては非常にうれしい限りであります。ただ、ちょっと一つ質問にもなるのですが、定義のところで、機能性、横浜の魅力ある景観をつくる広告物とあります。この機能性という言葉ですけれども、看板の機能性というのは何だろうと。看板の機能性は、誘導であればスムーズな誘導であったり、そして、お店であればそこのお店が潤うというようなことが看板の機能性だと思うのです。そこで、目的で、にぎわいを創出するとともに観光の振興を図ることを目的としますと書いてあるのですが、これはどちらかというと景観とは真逆の経済、まちづくりのことを言っているのではないかと思うのです。景観を追求するのであれば、ある意味看板というのは邪魔なものだったりするのです。景観を壊す一部でもあると。ただ、やはりまちづくりとなると、看板が消えていたり、看板がなかったり、シャッター商店街ではないですが、看板がないと何となく寂しい感じがするというようなことで、看板はやはり経済を発展させる一つのアイテムであると。それが看板の機能性なのだと。ちょっと自分でも何を言っているか分からなくなってしまったのですが、いわゆる格好いい看板をつけたり、横浜サインというブランドで景観を追求するのであれば、看板なんていうのは要らなくてもいいのではないかという考えが僕の中でもあるのです。邪魔をしていると。横浜の街に合わない看板は結構ありますので、ここに今日まちづくりの部長に来ていただいているのですが、サインを通した魅力あるまちづくりという令和2年度のテーマ、景観づくりではなくてまちづくりということに解釈すれば、僕はなるほどと思えるのです。サインを通した魅力ある景観づくりというと、何となくどう看板をつくれればいいのかというのは、作り手として迷ってしまうのです。まとまりませんが、どうですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

ご意見ありがとうございます。私としては、個人的な意見も入りますが、看板自体が絶対景観の邪魔

になるとは全く思っていない。それは景観というものが、いわゆる自然環境の景観みたいなものであると、確かに看板は恐らくどんなにしゃれたものでも邪魔になるのかなという感じはするのですが、横浜の景観づくりはいわゆる都市美、都市の美しさを求める景観だと思っていて、そのためには看板も重要な景観要素の一つだと思っています。確かに、景観を阻害する看板というのもたくさんあると思いますが、都市美に対していい看板をつくれれば、それはすぐ景観のためになる看板がたくさんできるのではないかと考えています。部長から何かありますか。

(岩村会長)

定義の文章は、既に書かれた文章ですよ。横浜サインというのは以前からあって、定義というのは以前書かれた定義でしょうか。それとも、今回こういうふうにならに決めたのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

これは昔からというか、数年前から。

(岩村会長)

以前からある文章ですよ。その中で、景観をつくる広告物ということが書かれていたわけです。ですから、ご意見のような形で景観と広告物との関係で言うと、それがお互いに対立している関係にあるのか、あるいは相乗的な関係にあるのかについては多分いろいろご意見がおりになると思うのです。我々屋外広告物審議会としては、それは対立するというよりも、むしろ相乗的な関係ができたらいいなという形でこれまでも議論してきたのではないかと考えています。今後の大きなテーマですが、広告と景観との在り方、それからまちづくりとおっしゃいましたけれども、まさにまちづくりと景観づくりの関係性とか、今後議論の対象になるのかなと考えています。よろしいでしょうか。ご意見としては承りました。

(堀田委員)

まとめていただき、ありがとうございました。

(岩村会長)

ほかにご意見。どうぞ。

(小泉委員)

私は前回の平成28年の横浜サイン賞を拝見してなくて、教えていただけたらと思います。横浜サインというお話は分かったのですが、令和3年は横浜サイン賞が行われるということなのですけれども、横浜サイン賞自体のご説明があまりなかったものですから、それが何か、いわゆる顕彰事業的なものなのかどうか、その辺がよく分かりませんでした。賞をもし出すのであったらどなたに向けてなのか、屋外広告があるということだと、屋外広告を設けられた方に出されるのか、こういう優れた屋外広告がありますよということを見出してきた市民の方を顕彰することで市民に広告に興味を持ってもらうみたいなやり方もあると思うのですが。横浜サイン賞とおっしゃっている賞の意味がよく分からなかったで教えていただけますか。

(岩村会長)

追加的にご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

平成28年に行った横浜サイン賞は、横浜の優れた看板を設置した方を表彰するといったことでやられていました。これからは、基本的には看板の設置者の方を表彰するというようなことをやりたいのですが、市民の方向けに推薦をいただいて、応募いただく。応募するのはもちろん設置者だけではなくて、それを見られた方も応募・推薦いただき、この審議会の中でも議論いただいた上で、良いものを決めていくといったようなイメージを今のところ持っています。看板を設置する事業者の方、及びそれをふだんから見ている市民の方、両方の立場からいい看板を増やしていきましょうという啓発をしていくことを目的としたいと考えてございます。

(岩村会長)

画像でご説明をお願いできますか。

(事務局) 吉田景観調整課長

現在、ホームページに平成28年ときの横浜サイン賞のチラシが保存されていて、こんな感じでした。このとき表彰されたのがここに出ているもので、一番左端は小田薬局とあって、金沢区の小田和正さんの実家と聞いていますが、薬局さんの看板です。その下は、日本大通りにあるビルに設置された看板です。右のほうでは、中華街は中華街として、その下にファミリーマートなどもございます。チェーン店でございますけれども、特に横浜の風景に合った、通常ファミリーマートの看板とは違う配慮を頂いたスタイルで設置していただいたということが表彰に当たるということで、チェーン店なども

選んでございます。その下は霧笛楼です。これはちょっと有名ですが、元町の中にある霧笛楼の看板で、おしゃれな感じといったようなところが平成28年度では表彰対象になってございます。

(岩村会長)

審議会ですら実際に見に行きましたよね。よろしいでしょうか。こういう歴史があるということです。ほかにいかがでしょうか。

(山崎委員)

一度伺ってみたかったのですが、横浜の魅力ある景観というのは一律ではありませんよね。現在までの審査ではおしゃれで小ざれいだというものが選ばれているわけですが、そこだけが横浜ではなくて、たとえば猥雑な感じが似合う場所だってありますよね。そういう場所もまた、横浜の魅力のひとつではあると思っています。それを除外しておしゃれなものばかり選ぶのか、評価の対象にするのかも議論したいところです。また、場所の雰囲気とサインは密接な関係があります。小田薬局さんなどは古い、こじんまりした商店街である、金沢区のすずらん通り、そこにあるからこそ、より魅力的な外観、看板になっています。さらに言えば、私は去年の冬まで南区に住んでいたのですが、近くにある風俗街、あれは最初から省かれているのかと。秀逸な看板があったりして、感心することがあります。むろん、その場所だから秀逸なのであって、たとえば元町あたりにあったらすぐ撤去でしょう。でも横浜の魅力はいろいろです。あまり小ざれいなものに限定してしまうのももったいないことではないかと思うのですが、難しいでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、やはりその街にふさわしいものがあって、そのふさわしいものがその街をまたつくり上げるみたいなことがありますから、小ざれいなものばかりでなく、横浜のそれぞれの街にふさわしいものを選んでいくということは重要な視点だと思います。参考にさせていただきます。

(岩村会長)

横浜は本当にいろいろなカテゴリーの街があって、それが小ざれいなものばかりではなくて、黄金町などをはじめ実にいろいろなものがあります。それらが合わさって横浜の魅力を形成しているとすれば、それをどのように評価するのかというのは、まさに我々に問われているのではないかと思います。今後の大きな課題として議論させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに。どうぞ。

(堀田委員)

看板そのものを賞の対象にするという、これも看板屋冥利に尽きる。ぜひ賞を取りたいと思うのですが、若年層を中心に景観への関心を高めるとかいう目的、ねらいがあるのであれば、例えば看板を主役とした写真とか、看板とペットとか、看板と人とか、そういうテーマを毎年決めて、看板と何かみたいな写真を撮って、それを出すと。それに賞をつけるとか、そんなようなことでも面白いのかなと、まちづくり、景観に関心を持っていただけるのかなと、ちょっと今、聞いていて思いました。以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。今、バンクシーの展覧会をやっていますよね。あれはかなりラジカルな例ですが、僕が初めてバンクシーを見たのは、たしかフランスのストラスブールでした。壁に描いた女の子が手を伸ばして、いたずら書きをしている絵でした。これを見て、すごいと思ったのです。その時はバンクシーという人を知らなかったのですが、それがその街の魅力を非常に良く形成していると思ったのです。その後、いろいろな動きがあって、看板というだけではなくて、いたずら書きであるとか、壁画であるとか、いろいろ街の魅力をつくっていくのだということです。バンクシーはいろいろな政治的、社会的な背景を交えながら描いているわけですが、まだご覧になっていなければ、横浜駅東口郵便局のすぐそばでやっていますので、ぜひご覧いただければと思います。ああいうものや、今のようなど意見と併せて、今後も議論していただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。どうぞ。

(山崎委員)

選ばれた看板の写真展示をする際、こういう環境の場所にあるから、この看板は素敵なのですよ、という解説が欲しいですね。

(岩村会長)

そうですね。その看板の背景も含めて記述するということですね。とても大事な観点だと思います。どうぞ。

(田中委員)

今の山崎委員のご意見に関連したものなのですが、先ほど、看板によってはまちの景観をそぐという

ご意見もありました。例えば、看板と言えるかどうかよく分かりませんが、国技館の相撲の時期にはいろいろなぼりが立つではないですか。あれなどはまさに、まちと一体化しているな、まさに国技館のあるまちだなという風景であったり、歌舞伎座前の歌舞伎の看板みたいなものも、いかにもまちづくりに特色を与えているなという気がするのです。恒常的にいつもある看板が対象になるというのはもちろん分かりますが、そういう季節的なものは看板と言えるのかどうか分かりませんが、対象ということにはなるのでしょうか。それとも、そういうものは除外するのでしょうか。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。今、委員がおっしゃられた季節的なようなものも対象になると思っています。以上です。

(岩村会長)

ほかにご質問はございますか。いろいろご意見、ご質問をありがとうございました。それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

ウ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて

(岩村会長)

それでは、次第(3)報告事項ウ、次のテーマですが、屋外広告物の安全点検まち歩きについて、ご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

では、右肩に報告事項ウと書いてあるペーパーをご覧ください。チラシも含めて3枚物のホチキス留めだと思います。タイトルが、「商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について」ということです。この安全点検まち歩きは2年ほど前から毎年行ってございまして、商店街の皆様方と行う催し物というか事業でございまして、説明書きを読みます。商店街の店舗の看板は、規模が小さく、その多くは屋外広告物許可申請が不要となっております。そのため、商店街の店舗の多くが、許可申請の際に必要な看板の点検を行っていないとも考えられると。そこで、平成30年度より、商店街と一般社団法人神奈川県広告美術協会様、あと横浜市と一緒に地元商店街を歩き、実際に看板を見ながら、日頃の点検ポイントを解説することで、商店街に存する看板の安全性を高め、市民の安全を図ることを目的としております安全点検まち歩きを実施してございまして。今年度も実施に当たり、看板の安全性のPRを兼ねて募集チラシを、横浜市商店街総連合会に加盟されていらっしゃる全ての商店街、259団体ございまして、送付させていただきました。

1番のスケジュールでございまして、この7月に既にチラシを配布して、募集を開始してございまして。8月末まで募集期間ということにさせてもらってございまして、実は現時点で10の商店街様に申込みを頂いてございまして。9月から12月にかけて、安全点検まち歩きを実施してまいりたいと考えてございまして。

2番で、まち歩きの日の流れでございまして、商店街の会議室をお借りしまして、スライドを用いた事前説明を行います。その内容については、屋外広告物落下事故の事例などや、屋外広告物の安全点検箇所についてといった説明をまずさせていただいた上で、一緒にまち歩きを行って、安全管理上問題のある看板をその場その場で指摘していくと。最後にもう一度振り返りといったようなことをやってございまして。

3番で、令和元年度、昨年度の実施結果でございまして、昨年度は5つの商店街様で実施いたしました。10月から12月にかけてご覧の商店街で実施して、右に指摘箇所数と書いてございましてけれども、何らかの問題のある箇所も、7とか14とか指摘させていただいてございまして。

その次のペーパー、カラーの両面物で、この7月に募集したときの募集の要項だとか、申込書のチラシでございまして。

その次の両面のペーパーは、一般的なというか、私どもの窓口にも置いてあるのですが、落下事故を防止しようという啓発のためのチラシでございまして。参考につけさせてもらっています。

説明は以上でございまして。

(岩村会長)

ありがとうございました。それでは、村上委員から少し補足をさせていただければと思います。

(村上副会長)

年々数が増えているような気がいたします。今年は10件というお話を聞きましたが、年々数が増えているということは、看板を設置している方々の関心がとても高まっているということです。私どもは一

度やっていたのですが、やはりやっていただきますと年中安全性について、いろいろ目につくようになるのです。だから、これをぜひずっとやっていただきたいと希望しております。今回10件で、予算は大丈夫ですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

厳しいですね。

(村上副会長)

そうですか。何とか工面してお願いしたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

(岩村会長)

これは、9月からもう始めるのですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

実際まち歩きをするのは10月ぐらいになると思います。この流れの中には書いていないのですが、9月から事前に調査をさせていただきます。

(岩村会長)

その際、ぜひコロナ対策をしっかりとお願いいたします。10月はどうなっているか分かりませんが、結構横浜は感染者が多いので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、何かご意見があればお願いいたします。どうぞ。

(齋藤委員)

大変いい取組で、我々も参考にしたいと思います。たしか札幌で事故があって、それからこういう維持管理というか、看板の落下とかをいろいろ点検するようになったと思うのですが、これは商店街総数259に送付して、手を挙げたところについて一緒に点検するという取組なのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

はい。そのとおりです。

(齋藤委員)

今回3年目で、昨年度は5団体で、今年は10団体で、手を挙げれば予算の範囲内で一緒に点検していきましょう。これは指摘箇所数が結構な数あるのですが、その後のフォローというか、修繕の結果とか、そういうのは報告を受けたりしているのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

報告を受けているものがございます。実際、画面に映してございますが、これは昨年です。イセザキモールで、改善前から改善後と。写真だと反り具合が分からないですが、板面が反っていたと。

(岩村会長)

左がビフォーですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

左が前で、右が改善後です。看板が反っていて、そのままほっておくと外れてしまうおそれがあるといった指摘をさせていただいたところ、完全にやり直して、別の看板ですけれども、新しい看板にさせていただいたものとか、あともう一個は、これも結局別の看板にしまったのですが、おせんべい屋さんの看板で、左側が改善前です。せんべいの「い」のところももう既に壊れていますが、骨組みがむき出しになっていたというものが、これも焼き肉の看板になってしまっていますけれども、修繕されて別の看板になったといったような事例です。報告書を一応つくってございまして、その中で修繕いただいたものについてはその報告書に載せたりもしてございます。以上です。

(齋藤委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

そういう報告があった事例というのは、全体の中で何割ぐらいですか。全部ではないでしょう。

(事務局) 瓜田景観調整課係長

前回は先生から後追い調査をご指摘いただいていると思います。ただ、昨年度実施した内容の聞き取りを行ったところ、イセザキモールは積極的に動いていただいているのですが、そのほかはまだ特に動いていただけていないという状況もあります。今年は10か所回るときに、後追いフォローもご連絡差し上げますということで周知させていただいて、次回の審議会のときにはしっかりとご報告できるような形を整えたいと思っています。

(岩村会長)

ぜひお願いします。これはやらないとあまり意味がないのです。イベントだけで終わってしまうということです。

ほかに何かご意見はございますか。どうぞ。

(村上副会長)

今のフォローなのですが、それは必要なのですけれども、指摘されたお店が看板をつくりたくてもつくるお金がないということが結構あるのです。そういう場合、ここのセクションではないところでも、どこかほかのところで補助金が出るとか、何かそういう手当てをしていただけるのならばありがたいと思うのです。

(岩村会長)

そういう可能性はあるのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

今のところは、補助金の制度はございません。今の委員のご指摘を受けて、何か例えば金銭面とかのことで、横浜市でできることがあるかどうかというのは、検討はしたいと思います。

(岩村会長)

恐らく、状況によっていろいろあると思うのです。つまり、本当に危険なものは、例えばお金がなくなったら除去してもらおう。つくり替えるのではなくて除去してもらおうというやり方が一つあると思うのです。お金はかかりますが、それは出したところが自分のところで負担せざるを得ないと思います。そうではなくて、つくり替えるという話になったときに、今の補助金の対応をするとか、いろいろあるとちょっと広がるのではないかという気もいたします。ぜひそれは検討をお願いします。

他にいかがでしょうか。なければ、本件につきましては以上とさせていただきます。

エ 横浜市屋外広告物条例の改正について

(岩村会長)

それでは、最後になります。報告事項エ、横浜市屋外広告物条例の改正について、ご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

報告事項エと書いてある資料をご覧ください。2枚ございます。タイトルが、「横浜市屋外広告物条例の改正について」となっておりますが、プロジェクトマップなど新しい広告物についてどのように今後対応していくか等については、平成30年2月の第60回の審議会から62回の審議会、これは昨年2月頃やりましたが、この中でご議論いただきました。少し検証する時間、あるいは事例を調査する時間が必要だというようなことでご意見も頂いて、調査・検討をしていたところでございます。このたび、屋外広告物条例を改正するような形で対応していきたいと思っております。これから改正内容について検討を始めるといったご報告の内容になってございます。

1番で、改正を必要とする理由でございますけれども、現在の横浜市屋外広告物条例は平成23年10月から施行していますが、プロジェクトマップなど条例制定時に想定していなかった屋外広告物への対応や、屋外広告物の落下事故防止のため安全性の確保が求められていると。そこで、これらの問題に対応するため、条例及び規則改正の検討を開始しますと。

2番で、主な改正内容は別紙のとおりとなっておりますが、その前に3番で、条例改正までの予定のところをまず先に説明させていただきます。右に行くに従って時間が流れるようなことで、表の形式で書いてございますが、中段が条例改正の流れ。下段が条例改正に伴って規則も改正するという、規則改正の流れでございます。令和3年2月頃、こちらの屋外広告物審議会でご提示したいと思っておりますので、そこでご審議いただければと思っております。それを経まして、4月頃からパブリックコメントを実施したいと。8月頃には、規則改正につきまして、こちらの審議会でご審議いただければと思っております。9月で、条例でございますので、横浜市会でご審議が必要になります。11月頃に条例の公布といったこと。あと、12月ぐらいでは規則の意見公募などして、結局、令和4年4月頃に条例及び規則について施行を行うぐらいのスケジュール感で考えております。

それでは、中身について改めて説明させていただきます。次のページをご覧ください。条例等の主な改正内容でございますが、大きく2つ、プラスその他となっております。

まず、1番目でプロジェクトマップ及び観覧車等の照明演出に係る屋外広告物についてと。現状でございますが、プロジェクトマップ及び観覧車等の照明演出は、大きさや表示内容等が常時変更可能で、広範囲に訴求できる高度な技術を駆使した新たな表現手段であり、これらの広告媒体の活用が、まちの活性化や都市の魅力向上につながると期待されていると。問題点といたしましては2つございまして、1個目が、イベントによる短期間の表示でも面積規制を受けるため、壁一面を活用したプロジェクトマップの投影や、観覧車の全面を利用した照明演出による表示をすることは

きない。2つ目が、プロジェクションマッピングや観覧車等の照明演出は、大きさ、表示内容が常時変更可能で、広範囲に訴求できることから、景観、周辺環境及び道路交通の安全面に対する配慮も必要だと考えています。検討事項でございますが、イベントを盛り上げるためのプロジェクションマッピング及び観覧車等の照明演出を積極的に活用できるようにするほか、プロジェクションマッピングについては常設表示の基準についても検討したいと考えています。一方で、広告媒体が大きいと、景観や周辺環境への影響が懸念されること、また、先ほど申し上げました道路交通の安全への配慮も求められることから、必要な範囲で規制という形も必要だと思っております。

2番で、屋外広告物の専門家による点検、管理の義務化についてでございます。現状は、近年、台風が大型になっています。これらによって、老朽化により屋外広告物が落下する事故が全国で発生していることから、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められていると考えています。問題点としましては、許可の継続申請において申請者から提出される点検報告書には、条例によっては点検報告書が義務付けはされていないのです。また、屋外広告物を適正に点検、管理するためには、塗装、構造、電気など専門的な知識が必要ですが、必ずしも専門家が点検しているというわけではなく、実効性のある点検がされていないケースも散見されています。検討事項といたしましては、点検報告書の提出を条例によって義務化したいと思っております。また、点検に当たり、点検者を原則専門的知識を有する者に限定すると。ただし、点検に当たり必ずしも専門家による点検を必要としない軽微な広告物もあると考えておりますので、ある程度義務化するのには種類を限定することも必要かと考えています。

裏面がございまして、今の2つの事項が大きい改正のポイントだと思っておりますが、せっかく条例を改正するので、いろいろなところも改正していきたいと思っております。その他で2つ挙げてございます。1ポツ目が、設置目的に公共性が認められる広告物については、許可の適用除外といったようなことがあるのですが、その際の設置主体を、国または地方公共団体等に限定して合理的な運用をすることを検討したいと考えています。2ポツ目で、イベント開催時に設置される屋外広告物でございますが、これも申請対象なわけですが、イベント自体はもちろん、イベント終了後は元どおりの景観に戻るといって、短期間で設置される広告物につきましては条例の適用除外とすることを検討したいと考えています。ただし、設置方法等について行政側が確認する必要がある広告物もあると思っておりますので、イベント開催前に事前確認することを規模等によって求めることを検討していきたいと考えています。それ以外の細かいところも、今回せっかくですので点検して、変更、改正していきたいと思っております。説明は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。先ほど頂いたスケジュールに沿って、これからこの場で議論を重ねていくという予定になると思います。ぜひ皆様方にこの内容をよく読んでいただいて、今日もいろいろのご意見を頂きましたが、ああいうものが条例の中でどう位置づけられていくのかということも含めてご意見を頂ければと思います。取りあえず、今日は何か特に言っておきたいことがあればということで、ご意見をお願いいたします。

(堀田委員)

2番の屋外広告物の専門家による点検、管理の義務化についてなのですが、取り付けた後に点検、管理を義務化するというのであれば、取り付ける前、要するに取付けする人が、実は現状ではきちんとした専門技術を持っていない人でも取り付けることができるのです。中には非常にいい加減な取付けをするというところもあります。ですから、取り付ける人にも何か専門的な知識を有する人でないと取付けができないよと、そこを義務化していくということも同時進行していかないと、バランスが取れない形になってしまうのかなと感じました。以上です。

(岩村会長)

今のご意見について、何か事務局からご意見はございますか。

(事務局) 瓜田景観調整課係長

一応、施工業者につきましては、屋外広告物業の登録業者ということで限定しておりますので、横浜市または神奈川県に業務登録をしていない業者さんによる設置というのは、申請が必要な広告物についてはないと考えています。ただ、堀田委員がおっしゃるとおり、10平米以下につきましては我々が把握できていないところもございまして、そこが悩みのポイントかとは思いますが。まずは横浜市で申請を確認しなければいけないものについては、全て業務登録者しか認めておりませんので、それ以外の場合には違反の指導を逆に行っているところですので、そこは大丈夫かと考えております。

(堀田委員)

ありがとうございます。確かに会社としてはきちんとした筋を通しているところがあるのですが、実

	<p>際取り付ける現場職人のことです。その方たちが資格を持っていないとか知識を持っていない、安い単価だからということで結構いいかげんな取付けをされるという例が非常に多くなっているということがあるのです。そこまでメスを入れるのは難しいかもしれませんが、実際はそういうことが起きているということを理解していただければ、よろしく願います。</p> <p>(岩村会長) ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。 それでは、今後の議論の対象になりますので、皆様、これからよろしく願います。それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>その他</p> <p>(岩村会長) 事務局からほかになにか連絡事項等ございましたらお伺いいたします。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長 特にごございません。</p> <p>(岩村会長) 委員の皆様からも何か特にごございませんでしょうか。 ないようですので、これで予定された議事は全て終了とさせていただきたいと思っております。大変ご熱心なご質問、ご意見ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。お疲れ様でした。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長 ありがとうございます。皆さん、お疲れさまでございました。 事務局から事務連絡でございます。冒頭でもお知らせいたしました、本日の議事録につきましては、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づきまして公開いたしてまいります。事務局で議事録の案を作成して、委員の皆様にご確認をいただいた後、会長に最終的な確認をお願いした上で公開させていただきます。</p> <p>次回の審議会の開催時期ということでございますが、通常、臨時の案件がなければ大体1年に2回のペースで行っておりまして、次回が来年の2月ぐらいといったことを予定してございますけれども、委員様におかれましては、委員の任期が2年間ということになってございます。本日お配りしました委員名簿の右上に書いてありますが、今日いらっしゃる皆様方の任期が令和2年11月30日までとなっております。臨時の案件がなければ、今回が一つの区切りの回となっておりますので、お知らせいたします。どうなるか分かりませんが、2年間どうもありがとうございました。</p> <p>閉 会</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長 それでは、今日はこれで終了となります。委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。以上です。</p>
<p>資 料</p>	<p>(1) 委員名簿 (2) 席次表 (3) 広告物活用地区の基準の変更について【審議事項ア】 (4) 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について【審議事項イ】 (5) 禁止地域の指定について【報告事項ア】 (6) 令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について【報告事項イ】 (7) 屋外広告物の安全点検まち歩きについて【報告事項ウ】 (8) 横浜市屋外広告物条例の改正について【報告事項エ】</p>
<p>特記事項</p>	<p>・ 次回の審議会は、2021年2月頃開催の見込み。</p>